

会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について ご意見をお寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

少子高齢化、人口減少、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能が変化するなかで、社会福祉法が改正され、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和3年4月より国において始まりました。

本市では、令和5年度から国が定めた重層的支援体制整備事業を実施するための移行準備事業を開始しました。令和7年度からの重層的支援体制整備事業への移行にあたり、本計画を策定いたします。

計画（案）について、皆様のご意見をお寄せください。

1 募集期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月22日（水）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画（案）に対する意見書」に記入の上、直接お持ちになるか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、地域福祉課へ提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合は、氏名（団体名など）、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けできません。

【提出先】 会津若松市健康福祉部地域福祉課

（持参） 会津若松市栄町5番17号 栄町第二庁舎2階

（郵送） 〒965-8601（住所記載不要） 会津若松市 地域福祉課 宛て

電話 0242-39-1232（課直通） ファックス 0242-39-1237（課専用）

電子メール chiikifukushi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記載してください。
- ・提出していただいた書面はお返しできません。
- ・個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は公表しますが、氏名など個人情報が公表されることはありません。

（裏面へ続く）

4 閲覧場所及び時間

計画の内容は、市のホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	地域福祉課 (栄町第二庁舎 2 階)	月曜日から金曜日 (12 月 30 日から 1 月 3 日まで及び 1 月 13 日を除く) 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
2	市政情報コーナー (追手町第二庁舎 1 階)	同上
3	湊市民センター	同上
4	大戸市民センター	同上
5	北市民センター	同上
6	南市民センター	同上
7	一箕市民センター	同上
8	東市民センター	同上
9	北会津支所 (まちづくり推進課)	同上
10	河東支所 (まちづくり推進課)	同上
11	生涯学習総合センター (會津稽古堂)	月曜日から日曜日 (休館日を除く) 午前 9 時から午後 5 時まで

※ 本件に関するお問い合わせは、地域福祉課までお願いします。

市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がいませんので、詳しいお問い合わせにはお答えできません。

【問い合わせ先】

会津若松市 健康福祉部 地域福祉課 (電話 0242-39-1232)